

平成30年度
包括外部監査の結果報告書

観光あいちの促進に関連する事業に関する
財務事務の執行について
(概要版)

愛知県包括外部監査人
公認会計士 大島嘉秋

目 次

第1章	外部監査の概要	1
1.	外部監査の種類.....	1
2.	選定した特定の事件（テーマ）.....	1
3.	事件（テーマ）を選定した理由.....	1
4.	外部監査の対象部署.....	2
5.	外部監査の対象期間.....	2
6.	外部監査の実施期間.....	2
7.	外部監査の方法.....	2
	（1） 監査の主な要点.....	2
	（2） 主な監査手続.....	3
8.	包括外部監査人及び補助者.....	3
9.	利害関係.....	3
第2章	監査対象の概要	4
1.	愛知県における観光推進体制.....	4
	（1） 県の組織体制.....	4
	（2） 愛知県の観光に関する条例・戦略・計画等.....	5
第3章	監査手続	6
1.	監査手続.....	6
	（1） 監査手続.....	6
	（2） 「あいち観光戦略」に基づく観光振興施策の実施状況.....	7
	（3） 関連施設の視察.....	10
第4章	監査の結果	11
1.	総合所見.....	11
	（1） 県の観光振興のさらなる推進に向けて.....	11
	（2） 体験型コンテンツの利用増加に向けた更なる取組について.....	11
	（3） 県庁内の観光マインドの醸成について.....	11
	（4） 観光振興のための人材育成の充実化について.....	12
	（5） DMOとの役割分担の明確化について.....	12
2.	個別所見.....	13
	（1） 訪日外客誘致に向けたプロモーションと受入態勢の強化.....	13
	（2） 観光資源の充実とブランド化の推進.....	14
	（3） 観光交流拠点県としての機能強化.....	17
	（4） MICE・スポーツ大会を通じた誘客推進.....	17
	（5） 戦略的な観光ひとづくり.....	19
	（6） 民間活力の活用.....	21
	（7） その他.....	25

【本報告書の記載内容に関する留意事項】

- 報告書中の表の数値は、端数未満の金額は切り捨て、比率は四捨五入している。したがって端数処理の関係上、合計とその内訳が一致しない場合がある。

- 外部監査を通じて発見した、指摘すべき事項、意見を付すべき事項について、それぞれ、(指摘)、(意見)として記述した。それぞれの内容は次のとおりである。
 - (指摘)「法令や規則等に違反している、あるいは著しく不当であり、是正措置が必要と考える事項」
 - (意見)「法令や規則等に違反していないが、自治体運営の有効性・効率性・経済性を踏まえた結果、是正措置の検討が望まれる事項」

第 1 章 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項の規定に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件（テーマ）

「観光あいちの促進に関連する事業に関する財務事務の執行について」

3. 事件（テーマ）を選定した理由

近年、観光を取り巻く環境は大きく変わり、特に、訪日外国人旅行者数は、平成 20 年秋のリーマン・ショックや日中・日韓関係の悪化、平成 23 年に発生した東日本大震災等の影響を受けていったんは減少したにも関わらず、その後の国による訪日ビザ要件の緩和等の施策が奏功したほか、円安も追い風となって、平成 22 年の 861 万人から平成 27 年の 1,973 万人へと 2 倍を超える伸びを記録した。

今後、平成 32 年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向け、訪日外国人旅行者数の更なる伸びが期待されている。

こうした中、県は平成 27 年を「あいち観光元年」とすることを宣言し、観光を「モノづくり」に続く、新たな戦略産業に位置づけている。

県は平成 28 年 2 月に、最新の国の動向や社会・経済情勢の変化を踏まえ、観光振興施策を戦略的、計画的に推進するために、「あいち観光戦略」を策定した。また、「観光あいちの推進」として 106 億円の予算（平成 29 年度当初予算）を割り当てている。

そこで観光あいちの促進に関連する事業に関する事務の執行をテーマとして選定し、事務の執行が、関連する法令及び条例・規則等にしがたって執行されているかについて検討し、あわせてこれらの事務の執行について 3E（有効性、効率性、経済性）の観点から総合的に監査を行うことを考えた。

4. 外部監査の対象部署

- ・ 振興部
- ・ 総務部
- ・ 県民文化部
- ・ 環境部
- ・ 健康福祉部
- ・ 産業労働部
- ・ 農林水産部
- ・ 建設部
- ・ 教育委員会

5. 外部監査の対象期間

平成 29 年度（自：平成 29 年 4 月 1 日 至：平成 30 年 3 月 31 日）

ただし、必要があると判断した場合には、平成 28 年度以前に遡り、また、一部平成 30 年度についても対象とした。

6. 外部監査の実施期間

自：平成 30 年 6 月 6 日 至：平成 30 年 12 月 17 日

7. 外部監査の方法

（1）監査の主な要点

- ア 観光事業の事務が、関連する法令及び条例・規則等に準拠して行われているか。
- イ 観光事業の事務が、目的に適合しており有効かつ効率的に行われているか。
- ウ 観光事業の事務が、経済性に配慮して行われているか。
- エ 観光事業に関する効果測定が適切に行われているか。
- オ 国、他の地方公共団体及び関連団体との連携は適切になされているか。

(2) 主な監査手続

- ア 観光に関する事務の概要把握のため、ヒアリング及び関連諸法令、条例・規則等の閲覧を実施した。
- イ 観光に関する各種計画等に関する事務が適切に行われ、また、計画等の効果測定及び計画等を実施するために必要な連携が行われていることを確認するため、ヒアリング、関連資料の閲覧及び資料のサンプルチェックを実施した。
- ウ 観光関連施設の管理及び物品管理が適切になされているかを確認するため、現場視察、ヒアリング、関連資料の閲覧及び資料のサンプルチェックを実施した。
- エ 観光に関する事務処理及び承認が適切になされているかを確認するため、ヒアリング、関連資料の閲覧及び資料のサンプルチェックを実施した。
- オ その他、包括外部監査人が必要と認めた監査手続を実施した。

8. 包括外部監査人及び補助者

大島 嘉秋	(公認会計士)
松井 伸	(公認会計士)
仲 友佳子	(公認会計士)
中村 貢	(公認会計士)
平手 健一	(公認会計士)
岩田 香織	(公認会計士)
大野 由美子	(公認会計士)
今瀬 彰夫	(公認会計士)
鈴木 徹也	(公認会計士)
米森 健太	(公認会計士)
松下 哲明	(公認情報システム監査人)
水谷 博之	(弁護士)

9. 利害関係

包括外部監査人及び補助者は、いずれも監査の対象とした事件について地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第2章 監査対象の概要

1. 愛知県における観光推進体制

(1) 県の組織体制

県は平成27年4月に振興部観光局を設置し、観光局長をトップとした観光推進体制を明確化した。県の観光推進体制は図1のとおりである。

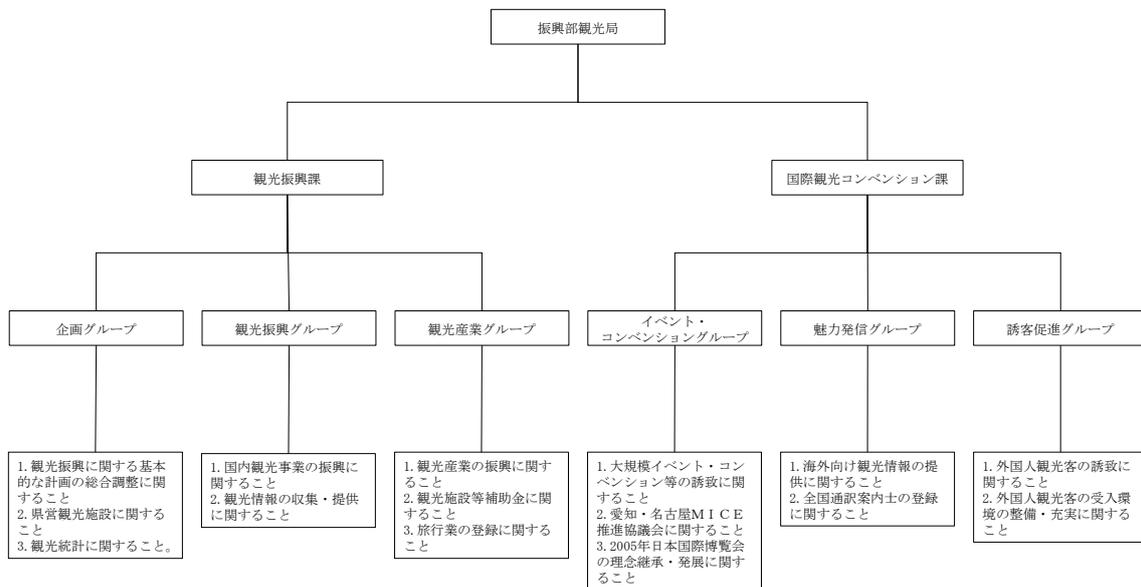


図1 観光局の職員配置図

(出典：県より入手の資料を基に監査人が作成)

(2) 愛知県の観光に関する条例・戦略・計画等

県は、独自に「愛知県観光振興基本計画（あいち観光戦略）」を策定している。国・市町村との関係性における「あいち観光戦略」の位置づけは次のとおりである。

国・市町村との関係性における「あいち観光戦略」のポジション

	法律・条例	計 画
国	観光立国推進基本法	観光立国推進基本計画
愛知県	愛知県観光振興基本条例	愛知県観光振興基本計画 (あいち観光戦略)
市町村	—	(一部市町村が独自に策定) 名古屋市観光戦略ビジョン 豊田市観光実践計画等

図2 国・市町村との関係性における「あいち観光戦略」のポジション

(出典：県より入手の資料)

「あいち観光戦略」は、県の観光振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、観光振興に関する基本的な計画として定めたものであり、「あいち観光元年」宣言を受け、具体的なプロジェクトを盛り込んだアクション・プログラムとなっている。

また、この戦略は目標年次である平成32年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催と、さらにその先にある平成39年のリニア中央新幹線の開業を見据えたものとなっており、リニア中央新幹線開業後の平成42年頃を展望し、平成32年までに取り組むべき重点的な戦略を明らかにした「あいちビジョン2020」や、平成72年までの県の人口の将来展望を示した「愛知県人口ビジョン」の実現に向け、平成27年度から平成31年度までに取り組む施策を示した「愛知県まち・ひと・しごと創生総合戦略」のアクション・プログラムとしての位置づけも担っている。

第3章 監査手続

1. 監査手続

(1) 監査手続

実施した監査手続は表1のとおりである。

表1 実施した監査手続

	監査手続
ア	観光に関する事務の概要把握のため、担当者への業務フローのヒアリング及び関連諸法令、条例・規則等の閲覧を実施した。
イ	県の観光に関する戦略が「あいち観光戦略」で適切にデザインされ、各種計画等との整合性が図られていることを確認するため、ヒアリング及び関連資料の閲覧を実施した。
ウ	「あいち観光戦略」の具体的な施策が「あいち観光戦略」に基づく観光振興施策の実施状況に網羅的かつ正確に反映され、また、適切に実行されているかを確認するため、担当者への業務フローのヒアリング及び関連資料の閲覧を実施した。
エ	観光関連施設が関連諸法令、条例・規則等に則って適切に運営されているかを確認するため、包括外部監査人が任意に選定した観光関連施設について、担当者への業務フローのヒアリング及び関連諸法令、条例・規則等の閲覧を実施した。
オ	観光関連施設の管理及び物品管理が適切になされているかを確認するため、包括外部監査人が任意に選定した観光関連施設について視察を実施した。また、担当者へのヒアリング、関連資料の閲覧及び現品のサンプルチェックを実施した。
カ	観光に関する各種計画等について、国、他の地方公共団体及び関連団体の動向や、外部環境の変化に応じて見直しが行われているかを確認するため、担当者へのヒアリング、関連資料の閲覧及び資料のサンプルチェックを実施した。
キ	観光関係費用の事務処理及び承認が適切になされているかを確認するため、ヒアリング、関連資料の閲覧及び資料のサンプルチェックを実施した。
ク	他部署、国、他の地方公共団体及び関連団体等との連携が効果的かつ効率的に行われているかを確認するため、担当者へのヒアリング及び関連書類の閲覧を実施した。

※ サンプルチェックに関しては、該当する資料全体を確認した上で、その中より無作為にサンプリング抽出を実施した。

(2) 「あいち観光戦略」に基づく観光振興施策の実施状況

監査手続ウに関連して、今回の監査では「平成 29 年度版あいち観光戦略に基づく観光振興施策の実施状況（平成 28 年度年次報告書）」を監査の対象として、「あいち観光戦略」で設定されている数値目標の達成に向けて個々の施策が適切に実施されているかについて検討した。

具体的には、県が進捗状況を確認している 325 施策の中から、監査人が重要だと考える施策を任意に 72 施策抽出し、各部署の担当者への業務フローのヒアリング及び関連資料の閲覧を実施した。監査の対象とした施策は以下の施策である。

表 2 監査対象とした観光振興施策

戦略名	体系番号	施策
戦略 I 訪日外客誘致に向けたプロモーションと受入態勢の強化 “ Heart ” of JAPAN～Technology & Tradition	I - (1) - ①	海外観光説明会・商談会開催
	I - (1) - ②	海外プロモーション実施
	I - (1) - ③	中部広域観光推進協議会や東海地区外国人観光客誘致促進協議会等と連携した取組
	I - (1) - ④	訪日外国人旅行者を対象にした動向・ニーズ等の調査
	I - (1) - ⑤	各種広報媒体による情報発信
	I - (1) - ⑥	海外旅行会社やメディアの招請
	I - (1) - ⑦	動画による情報発信
	I - (1) - ⑧	SNSを活用した情報発信
	I - (1) - ⑨	各種広報媒体の多言語化
	I - (1) - ⑩	中部国際空港における観光PRとニーズに応じた観光情報の提供
	I - (1) - ⑪	県海外産業情報センターを活用した情報発信
	I - (1) - ⑫	日本政府観光局（JNTO）、日本貿易振興機構（JETRO）、自治体国際化協会（CLAIR）等と連携した情報発信
	I - (2) - ③	受入環境の整備促進
	I - (3) - ①	駐日外国公館・外国政府観光局・海外メディアと連携した情報発信
	I - (3) - ②	海外メディア等の招請
	I - (6) - ①	無料公衆無線LAN等の整備促進
	I - (6) - ②	「Aichi Free Wi-Fi」の運営
I - (7) - ①	観光案内所や観光施設等の多言語対応に向けた人材育成	

戦略名	体系番号	施策
	I - (8) - ②	ナイト観光の充実
戦略Ⅱ 観光資源の充実とブランド化の推進 ～ モノスゴ愛知で待つ県～	Ⅱ - (1) - ①	戦国武将やゆかりの史跡、忍者等を生かした武将観光の推進
	Ⅱ - (1) - ②	武将観光イベントの開催
	Ⅱ - (1) - ③	あいち航空ミュージアムの整備
	Ⅱ - (1) - ④	武将観光に係る資源発掘と磨き上げ
	Ⅱ - (1) - ⑤	武将観光施設の連携強化
	Ⅱ - (1) - ⑥	武将観光に係るPR・プロモーション
	Ⅱ - (1) - ⑦	産業観光に係る資源発掘と磨き上げ
	Ⅱ - (1) - ⑨	産業観光に係るPR・プロモーション
	Ⅱ - (2) - ①	山車まつり文化のPR・プロモーション
	Ⅱ - (3) - ②	ご当地グルメや食文化のPR・プロモーション
	Ⅱ - (3) - ③	農林水産物のPR・プロモーション
	Ⅱ - (4) - ①	着地型観光の商品化支援
	Ⅱ - (4) - ②	着地型観光商品の販売促進支援
	Ⅱ - (5) - ①	首都圏等の他の都道府県における情報発信・プロモーション
	Ⅱ - (5) - ②	各種広報媒体による情報発信
	Ⅱ - (5) - ③	動画による情報発信
	Ⅱ - (7) - ③	ポップカルチャー観光に係るPR・プロモーション
	Ⅱ - (8) - ①	山村・離島の観光資源の発掘と磨き上げ
	Ⅱ - (8) - ②	山村・離島の観光に係るPR・プロモーション
	Ⅱ - (8) - ③	山村・離島の観光に係るメディア・旅行会社等との連携強化
	Ⅱ - (9) - ③	街道観光に係るPR・プロモーション
	Ⅱ - (10) - ①	酒蔵を生かしたツーリズムに係る資源発掘と磨き上げ
	Ⅱ - (10) - ②	酒蔵を生かしたツーリズム関係者の連携強化
Ⅱ - (10) - ③	酒蔵を生かしたツーリズムに係るPR・プロモーション	
Ⅱ - (11) - ①	観光施設の設置及び改修整備への支援	
Ⅱ - (11) - ②	観光展の開催や広域的観光振興事業等への支援	
Ⅱ - (15) - ①	観光に係る統計調査の実施	

戦略名	体系番号	施策
戦略Ⅲ 観光交流拠点県としての機能強化	Ⅲ－（１）－③	近隣県と連携した広域観光の推進
	Ⅲ－（２）－①	エアポートセールス等による航空路線の誘致促進
	Ⅲ－（２）－②	ポートセールス等によるクルーズ船の誘致促進
	Ⅲ－（３）－②	道の駅の利用促進
	Ⅲ－（４）－②	交通拠点発の観光周遊コースの整備促進
	Ⅲ－（６）－②	災害時における訪日外国人旅行者向け安全確保策の周知
	Ⅲ－（６）－④	インターネット、音声及びFAXによる外国語対応が可能な病院・診療所の情報提供
戦略Ⅳ MICE・スポーツ大会を通じた誘客推進	Ⅳ－（１）－①	MICE誘致のためのPR・プロモーション
	Ⅳ－（１）－②	愛知・名古屋MICE推進協議会への参画
	Ⅳ－（１）－③	MICE誘致に係る補助制度の活用
	Ⅳ－（２）－①	大規模展示場の整備に向けた取組
	Ⅳ－（３）－①	ラグビーワールドカップ2019の開催支援
	Ⅳ－（３）－②	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の競技招致及び合宿誘致
	Ⅳ－（３）－③	FIFAフットサルワールドカップ2020の招致と開催支援
	Ⅳ－（３）－⑤	マラソンフェスティバルナゴヤ・愛知など、全国・世界に打ち出せるスポーツ大会の育成
	Ⅳ－（３）－⑥	あいちスポーツコミッションの運営によるスポーツ大会情報の収集・発信、スポーツ大会・合宿の招致、スポーツ大会を活用した地域活性化の促進
Ⅳ－（５）－①	県内で開催される大規模催事・展示会等のPR及び旅行商品化支援	
戦略Ⅴ 戦略的な観光ひとづくり	Ⅴ－（１）－②	地域や企業で活躍する観光人材の育成
	Ⅴ－（２）－①	日本版DMOの推進
	Ⅴ－（２）－②	観光関連団体の機能強化
	Ⅴ－（４）－①	県民を対象にした本県の観光PR・プロモーション
	Ⅴ－（４）－②	県民との協働による本県の観光PR・プロモーション
	Ⅴ－（５）－①	大学等との連携強化
戦略Ⅵ 民間活力の活用	Ⅵ－（１）－①	観光関連事業者との情報共有、協働の強化
	Ⅵ－（２）－①	民間企業（観光事業者以外）との連携・協働
	Ⅵ－（２）－③	学校との連携・協働

(3) 関連施設の視察

監査手続きに関連し、関連施設を視察した。本監査では観光関連施設を監査対象の母集団とし、施設の内容、観光資源としてのポテンシャル、管理方法を勘案し、最終的に表3の8施設を視察場所として選定した。

表3 視察先施設一覧

No.	施設名	所管部局	指定管理者の 選定方法
1	あいち航空ミュージアム	振興部 航空対策課 企画グループ	公募
2	愛知芸術文化センター（栄施設）	県民文化部 文化芸術課 振興グループ	任意指定
3	愛知県森林公園の公園施設	農林水産部 農林基盤局林務課 県有林グループ	公募
4	愛知県民の森	農林水産部 農林基盤局林務課 県有林グループ	公募
5	あいち健康の森公園	建設部 公園緑地課 業務・管理グループ	公募
6	愛・地球博記念公園<モリコロパーク>	建設部 公園緑地課 業務・管理グループ	任意指定
7	愛知県体育館	教育委員会 保健体育スポーツ課 振興・施設グループ	任意指定
8	愛知県陶磁美術館	県民文化部 文化芸術課 振興グループ	—

第4章 監査の結果

包括外部監査の結果、(指摘) 5件・(意見) 49件を識別した。発見された指摘及び意見の一覧は、次のとおりである。

1. 総合所見

(1) 県の観光振興のさらなる推進に向けて (意見)

平成32年度までの5年を期間とした「あいち観光戦略」の達成に向けて、「あいち観光戦略」に含むべき施設等の範囲が十分であるかについても常に検討しながら取組を継続し、次回の「あいち観光戦略」の見直しの際には、戦略の優先順位の明確化や、「観光県—あいち」として目指す姿の達成までの長期的なロードマップの作成等について、戦略的・網羅的・体系的に検討する必要がある。

(2) 体験型コンテンツの利用増加に向けた更なる取組について (意見)

地域の旅行消費と滞在時間には強い相関があり、滞在時間の長期化に向けては体験型のコンテンツや、着地型ツアーなどを充実させることが重要である。

本監査においては三河山間地域における外国人受け入れ態勢の拡充 (P. 14)、「VISIT 愛知県」のホームページは日本語のみ (P. 16) など、外国人旅行者も含めて体験型コンテンツを利用するための環境が十分ではない点が認められた。県の体験型コンテンツにはさらに拡充の余地が存在するものといえる。既に県は様々な施策を通じて体験型コンテンツの拡充に努めてはいるものの、この取組をさらに強化することが望まれる。

限られた人員・予算の中において、様々な施策を同時に実施することは困難なことから、まずは「楽しい国日本」の実現に向けて(提言)【施策集】等を活用して体験型コンテンツの拡充に向けた情報を収集し、今後、どのような施策を重点的に実施するかを検討することが望まれる。

(3) 県庁内の観光マインドの醸成について (意見)

関係部局へのヒアリングでは、「あいち観光戦略」に掲載されていない事業でも、観光施策の推進のために真摯に取り組んでいる事例が多数見受けられた。しかし、振興部以外の部局では、こうした事業を観光施策と位置づけられることへの戸惑いもあったことから、県が一丸となって観光施策を推進するため、以下を提言する。

ア 県の職員研修において観光をテーマにしたコマを設ける

振興部以外の職員も観光資源に関する知識を共有することで、県の観光人材の底上げを図る。日々の生活の中で、県の観光施策を体系的に学ぶことは難しいことから、例えば、新入職員研修、年次研修等で、県の観光に関するコマを設けることにより、県の職員が県の観光に関して考える場を設けることが望まれる。

イ 日々の業務における観光目線の意識について

既に各部局において行っている施策や、保有している施設は観光資源としてのポテンシャルを有するものが多数あることを認識し業務に取り組むことにより、県職員のより一層の観光マインドを醸成することが望まれる。

(4) 観光振興のための人材育成の充実化について（意見）

県の観光振興の課題の一つには県民に県の魅力が理解されていないことが挙げられる。県内観光資源の魅力に気付いてもらい、観光振興に向けた機運を高める観点から、県民に対する観光人材を育成するための施策を更に促進することが望まれる。

(5) DMOとの役割分担の明確化について（意見）

県の業務の中にはプロモーション活動などDMOにおいて実施することが期待される業務が含まれており、DMOとの役割分担において課題が認められた。

現在県が行っている施策・事業のうち、どのようなものを継続的に県で実施し、どのような施策・事業をDMOにおいて実施すべきかといった役割分担を明確にすることが望まれる。

役割分担の例としては、県は行政機関として観光地付近の交通対策、都市計画や景観規制を通じた観光資源の保存、大型クルーズ船誘致のための港湾整備、MICE誘致強化に向けたコンベンションセンターの設置、観光ビジネスを推進するための条例制定（又は規制緩和）、などといった観光全般の戦略策定に注力し、それ以外のプロモーション活動などはDMOが実施することが望ましいと考えるが、この点は県とDMOの予算・人員規模に応じて検討すべき事項と考える。

2. 個別所見

「あいち観光戦略」では、6つの戦略を柱としている。本監査では、指摘・意見について、この6つの柱とその他の7つに分類して個別所見を記載した。

(1) 訪日外客誘致に向けたプロモーションと受入態勢の強化

ア ムスリム対応の更なる推進について（意見）

○対象部局 振興部観光局 国際観光コンベンション課

今後も県へのムスリムの訪問者数が増大することが予測される中、中部国際空港に礼拝室が設置されるなど、ムスリムの受入体制が徐々に整備されつつあり、県においても体制の拡充に努めてきた。既に県はムスリム旅行者の受け入れに努めているが、更なるムスリム旅行者の増加を目指して努力することが望まれる。

イ 観光施設を中心とした更なる多言語化の促進について（意見）

○対象部局 振興部観光局 国際観光コンベンション課

県は外国人旅行者が円滑に過ごすための環境の整備に努めているものの、多言語化には改善の余地があった。愛知県観光協会や交通事業者などの関連事業者と連携しながら、これまで以上に多言語化に努めることが望まれる。

ウ 「Aichi Now」のコンテンツ別の情報発信の反響の測定について（意見）

○対象部局 振興部観光局 国際観光コンベンション課

「Aichi Now」の各コンテンツや動画について、閲覧数等の反響をチェックすることで、その反響度合いに応じて、提供するコンテンツの検討に役立ったり、今後のPRの参考になったりすることも考えられるため、所管する部局が中心となって、閲覧数等の反響をチェックすることが望まれる。

(2) 観光資源の充実とブランド化の推進

ア 映像制作者のバックグラウンドチェックの徹底について（意見）

○対象部局 振興部観光局 観光振興課

今後、愛知県フィルムコミッション協議会の支援数が増加した場合、撮影後に反社会的勢力との関係が発覚するリスクも考えられることから、県は映像制作者のバックグラウンドチェックをルール化することが望まれる。

イ 愛知県フィルムコミッション協議会ホームページの充実について（意見）

○対象部局 振興部観光局 観光振興課

映画、ドラマ等における映像の視聴をきっかけとした観光客の誘致を図るには、ロケ支援事業者の協力も不可欠であることから、ロケ支援を希望する事業者が、容易に手を挙げることを可能にするため、ホームページにおけるロケ支援事業者登録フォームの開設を検討することが望まれる。

また、トップページに検索機能を設けることの検討及び愛知県で撮影することの魅力がホームページに掲載する工夫が望まれる。

ウ 愛知県フィルムコミッション協議会ホームページの実績情報の更新について（意見）

○対象部局 振興部観光局 観光振興課

愛知県フィルムコミッション協議会のホームページに記載されている情報が古いと、協議会の熱意が映像制作者に伝わらない可能性がある。そのため、掲載する内容について、年1回の見直しを行い、最新の情報に更新することが望まれる。

エ 外国人観光客に対する三河山間地域の更なる情報発信について（意見）

○対象部局 振興部 地域政策課

外国人旅行者に対して三河山間地域を今よりもアピールすることは非常に時宜を得たタイミングであり、有用と考えられる。三河山間地域の観光協会、奥三河観光協議会などといった関連団体と、外国人旅行者の増加に向けた情報発信策について協議することが望まれる。

オ あいち航空ミュージアムの集客に向けた更なる検討について（意見）

○対象部局 振興部 航空対策課

県は平日夕方の来場者数の増加に向けてイベント等の開催を検討することや、営業時間の変更など、改善策を早期に実施することが望まれる。

また、あいち航空ミュージアムはユニークベニュー¹としても有望な拠点である。そのため、例えば通常時の開館時間を9時台から17時頃までとし、講演会や懇親会、パーティー、コンサート等がある場合に限り、営業時間を延長することも工夫の一つと考えられる。

カ 対応言語選定とターゲット国選定について（意見）

○対象部局 振興部観光局 国際観光コンベンション課

欧米豪の訪日外国人旅行者を開拓していくには「Aichi Now」などにおける情報発信において言語対応等を行っていく必要があると考えられる。そのためにも、潜在的な需要の高い国を調査するなどにより、中長期的にターゲットと想定する国を定めることが望まれる。

キ 愛知デスティネーションキャンペーンの評価・効果測定について（意見）

○対象部局 振興部観光局 観光振興課

愛知県大型観光キャンペーン実施協議会は、デスティネーションキャンペーンに関連した旅行商品への申込数、WEBサイトへのアクセス数、参加者からのアンケート結果、対象エリアにおける乗降客数の増加などを把握し得るものと考えられるため、県としても、このような成果を積極的に把握、評価し、今後の観光振興施策に活かしていくことが望まれる。

ク ロケーション撮影に伴うトラブルに対する損害保険の加入義務化の検討について（意見）

○対象部局 振興部観光局 観光振興課

「撮影現場の現状復帰が徹底されない」等の一部のトラブル事例については、

¹ 歴史的建造物や公的空間等で、会議・レセプションを開催することで特別感や地域特性を演出できる会場。他都市との差別化につながる。

損害保険により、カバーできる可能性があり、撮影協力・支援の実施条件として損害保険の加入を義務化しているフィルムコミッションもあることから、県内のフィルムコミッションにおいても、損害保険の加入義務化について検討することが望まれる。

ケ 着地型旅行商品運営サイト「VISIT 愛知県」の多言語化への働きかけについて（意見）

○対象部局 振興部観光局 観光振興課

運営会社である株式会社観光販売システムズに対して、多言語化への取組を働きかけることにより、外国人旅行者の着地型旅行商品の購入を促進することができるようにすることが望まれる。また、運営会社は、「VISIT 熊本県」、「VISIT 愛媛県」、「VISIT 三重県」、「VISIT 富山県」、「VISIT 長野県」、「VISIT 栃木県」も運営していることから、他県の観光担当者と協力して多言語化への取組を働きかけることも効果的であると考えられる。着地型旅行商品の消費を高める努力が望まれる。

コ 着地型旅行商品コーディネーターの継続的な育成について（意見）

○対象部局 振興部観光局 観光振興課

県における観光消費額を高めるためには、着地型旅行商品の購入促進が重要であり、そのためには、魅力ある着地型旅行商品の造成が不可欠である。県は、育成講座の開催を通じて、着地型旅行商品コーディネーターの育成に取り組んでいるが、受講者数は減少傾向にある。今後も着地型旅行商品コーディネーターの育成講座の開催等を通じて、継続的に人材を育成し、魅力ある着地型旅行商品を造成・販売することが望まれる。

サ 環境部と観光局における情報の共有体制の強化について（意見）

○対象部局 振興部観光局 観光振興課
環境部 自然環境課

環境部と観光局において自然公園やイベント等に関する情報を定期的に交換し、環境部で行っている取組やイベントを観光局で実施する広報活動でもアピールすることが考えられるため、属人的な情報交換にとどまらず、今後も継続的に両部が情報を交換し続けるためにも、定期的な情報交換の仕組みを構築することが望まれる。

シ 山車まつりホームページの情報の充実について（意見）

○対象部局 教育委員会 生涯学習課

各山車まつりページには、フォトギャラリー、おまつりの概要、関連リンク、アクセス・地図、山車の紹介があり、山車まつりの魅力を伝えるには十分であると思われる。しかし、実際に山車まつりを観に行くことを想定した、山車が動く順路や、トイレの位置等の情報は掲載されていない。今後、観光資源としての有効活用を進めていくのであれば、「愛知県の山車まつりポータルサイト」について、観光客の目線に立った、さらなる情報の充実が望まれる。

（3）観光交流拠点県としての機能強化

ア 災害発生時における外国人旅行者に向けた情報提供体制について（意見）

○対象部局 振興部観光局 国際観光コンベンション課

愛知県は南海トラフ地震や水害、高潮など様々な災害リスクを有している。災害時の外国人支援に備え、県は「愛知県災害多言語支援センター」を設置しているが、観光地や滞在先のホテルにおいて被災した外国人旅行者が、市町村役場や避難所まで移動することは容易ではないものと推察される。

外国人旅行者に特化した災害時の情報提供の在り方について改めて検討することが望まれる。

（4）MICE・スポーツ大会を通じた誘客推進

ア ラグビーワールドカップのターゲット設定の絞り込みについて（意見）

○対象部局 振興部 スポーツ振興課

「ラグビーワールドカップ」が平成31年、日本で開催される。日本全国12会場のうち愛知県の豊田スタジアムでも試合が行われ、試合観戦のため、国内及び海外からの観光客が見込まれる。

愛知県内の試合が4試合と限られた中で最大限の効果を得るためには、スポーツ・ツーリズムの中で観光地としての愛知県にも来てもらえるような対応が望まれる。

イ スポーツ大会を活用したイベントの効果測定方法の明確化について（意見）

○対象部局 振興部 スポーツ振興課

県では、マラソンフェスティバルナゴヤ・愛知等のスポーツ大会について、開催機運の醸成、大会の盛り上げ、地域の魅力発信のための事業を委託している。これらは、大会開催期間中に、イベントを行い、ステージ、ワークショップ及び特産品の提供等を行うものである。

しかし、どのくらい愛知県の魅力を発信できたかというイベントの効果測定については行われていない。例えば、イベント全体の来場者数だけでなく、個別のワークショップの体験者数等、具体的な目標を設定し、イベントの効果測定を行うことが望まれる。

ウ 愛知県国際展示場駐車場の料金区分の確認方法について（意見）

○対象部局 振興部 地域政策課

平成 31 年 9 月に開業する愛知県国際展示場の駐車場料金は、「展示会に参加する等の場合」と「その他の場合」に区分した料金設定となっているため、例えば、展示会場内において、駐車券の認証を行う等の方法により、駐車場利用者が、「展示会に参加する等の場合」に当たるのか否かの判断方法について事業者と慎重に協議し、適切に実行されることが望まれる。

また、事業者が行う判断については、引き続き県がモニタリングを行い、適切に実行されていることを確認することが望まれる。

エ 愛知県国際展示場展示ホール利用料金の速やかな決定について（意見）

○対象部局 振興部 地域政策課

平成 31 年 9 月に開業する愛知県国際展示場の展示ホールの使用料は、平成 30 年 8 月現在において、県は公共施設等運営権者と継続的に協議をしている状況であり、利用料金の確定は来年度早期を目標としているとの見解であった。県は公共施設等運営権者と継続的に協議し、早期の利用料金の決定を促すという努力はしているが、利用者の目線に立った早めの対応を行うことが望まれる。

オ 愛知県国際展示場会議室利用料金のモニタリングについて（意見）

○対象部局 振興部 地域政策課

平成 31 年 9 月に開業する愛知県国際展示場の会議室使用料は一定の方針のもとで使用料を決定しており、その算定の方法及び過程は一定の合理性が認められる。

なお、公共施設等運営権者は、愛知県国際展示場条例に基づき、使用料の額の一・三倍を上限（下限なし）として、利用料金を定めることができる。

利用料金については、施設の利用状況や環境の変化に応じて、絶えず見直される性質のものであると考えられるため、県は開業後も利用状況等について継続的なモニタリングを行い、将来的に、料金設定が実態に適合しない場合は、柔軟な対応が望まれる。

カ ユニークベニューの利用促進に向けた取組の強化について（意見）

○対象部局 振興部観光局 国際観光コンベンション課

ユニークベニューは他都市との差別化においても有効なツールの一つとなりうるものであり、より積極的な活用が望ましいと考えられる。そのため、利用者に対する情報発信等、ユニークベニューの利用件数の拡大に向けた取組を今以上に強化することが望まれる。

（5）戦略的な観光ひとつづくり

ア 県とDMOの役割分担に関する検討について（意見）

○対象部局 振興部観光局 観光振興課

現状では、本来はDMOにて実施することが望まれる事項も県が実施していることから、DMO側のマンパワーやノウハウの蓄積状況、予算規模などを勘案しながら、中長期的な視点で県とDMOがどのような役割分担を果たしていくかを整理することが望まれる。

県も既にDMOと行政の役割分担を整理していくことは課題であるとの認識を有しており、検討に着手した段階であった。監査人としてもこの取組は有用であると考えており、継続することが望まれる。

イ 観光局職員における専門性の確保について（意見）

○対象部局 振興部観光局 観光振興課

観光客ニーズの変化に対応し、「あいち観光戦略」に沿った施策を効果的なものとするため、必要な専門性や人員数の過不足を検討し、不足や必要と思われる分野をまずは整理することが望まれる。また、その結果を踏まえ、観光局としてどのように専門的な人材を確保するか（例えば外部研修・セミナー等の参加、外部からの採用など）を検討するとともに、専門性の不足する分野に対しての補強策を検討することが望まれる。

ウ あいち観光まちづくりゼミ優良企画の活用・発信について（意見）

○対象部局 振興部観光局 観光振興課

より幅広いメディアとのコラボレーションにより、ゼミ生が企画した優良企画を対外的に示すことで愛知県の魅力を発信することや、県の他の事業・企画へ活用することなどが図られることで、ゼミの成果をさらに広げることが期待されることであり、そのような優良企画の活用・発信が望まれる。

エ あいち観光まちづくりゼミ参加者からの反応・意見等の把握について（意見）

○対象部局 振興部観光局 観光振興課

あいち観光まちづくりゼミでは、ゼミ参加者に対してモニターツアーについてのアンケートは取っているものの、ゼミ自体についてのアンケートは取っていない。

今後のゼミの改善の参考になることも期待されるため、ゼミ終了後に参加者にアンケートを取るなどにより、ゼミ自体に対する反応・意見等を把握することが望まれる。例えば、グループでの企画検討に対する県のバックアップ、モニターツアーのあり方等について、アンケートに含めることなどが考えられる。

オ あいち観光まちづくりゼミ参加者のゼミ終了後の状況の把握、支援について（意見）

○対象部局 振興部観光局 観光振興課

あいち観光まちづくりゼミは観光人材の育成を目的としている事業であるが、ゼミ参加者のゼミ終了後の状況については特段フォローされていない。し

かし、当初の目的がどの程度達成されているかを評価する観点からは、ゼミ参加者がその後どのように観光分野で活躍しているかをフォローすることが望まれる。

また、県の観光振興に対する効果、及び人材育成効果をより高める観点から、活躍状況を把握するのみならず、その把握の過程で、状況に応じてゼミ参加者のその後の活動に対して県として実施可能なバックアップを行うことについても検討することが望まれる。例えば、対象者の取組内容に応じて、県として提供している支援メニューがあれば、そのような支援メニューを紹介することや、悩んでいることについて相談にのることなどが考えられる。

カ 「産業観光あないびと育成委託事業」参加者の募集方針・方法について (意見)

○対象部局 振興部観光局 観光振興課

「産業観光あないびと育成委託事業」において県は産業観光ボランティアガイドの募集に直接関与はしていないが、県の事業であり、県としてもどのような人を集め、どのようなガイドを育成したいかという方針・意図をもって、募集対象・募集方法について県も把握し、その検討に関与することが望まれる。

キ 「産業観光あないびと育成委託事業」訪問先産業観光施設の決定について (意見)

○対象部局 振興部観光局 観光振興課

「産業観光あないびと育成委託事業」において訪問する施設は県の担当者とあいち観光ボランティアガイドの会で決めているのみであり、県としての戦略的な方針や、参加者の声を積極的に反映しようとする取組は特にみられない。

このため、県として戦略的に盛り上げたい施設を対象とする、或いは、アンケートにより、参加者の訪問希望施設を対象とするなどにより、より事業成果を高められるように訪問先を検討していくことが望まれる。

(6) 民間活力の活用

ア 愛知県体育館の利用者満足度調査結果のより積極的な活用について (意見)

○対象部局 教育委員会事務局 保健体育スポーツ課

愛知県体育館では、指定管理者が、愛知県体育館を利用したイベントの主催

者に対して、利用者満足度調査を実施している。県は指定管理者から利用者満足度調査の結果報告を受けるのみでなく、具体的に利用者からどのような意見があったか確認し、指定管理者とともに内容を分析することにより、より有効な施策を実施し、一層の集客を図ることが望まれる。

また愛知県体育館は、平成 30 年 4 月よりネーミングライツを導入しており、ネーミングライツ料をより有効に使うためにも、利用者満足度調査の活用が望まれる。

イ 愛・地球博記念公園の水泳場の利用期間について（意見）

○対象部局 建設部 公園緑地課

「愛知県都市公園管理規則」により、愛・地球博記念公園の水泳場の利用期間は 3 月 21 日から 9 月 30 日までとなっていたが、平成 28 年から平成 30 年まで調査したところ、4 月下旬までは毎年臨時に休業する期間となっていた。

利用期間の変更は、規則に従い適切に手続が行われており、それ自体に問題があるものではない。しかしながら、規則には「臨時に」という文言があるが、利用期間の変更は恒常化しており、臨時とは言えない状況であった。

愛・地球博記念公園の水泳場は平成 30 年 10 月 1 日に廃止され、すでに利用期間の規定は削除されているものの、今後、同様の事例があった場合には、実績を踏まえ、利用期間を見直す等の検討をしていくことが望まれる。

ウ あいち健康の森公園内の健康ロード遊具説明板の改修について（意見）

○対象部局 建設部 公園緑地課 知多建設事務所

公園内の健康ロードに設置されている遊具の横に説明板が置かれているが、一部の説明板は、劣化により利用方法を記載した文字が見えない状態であったが改修されていなかった。

県営都市公園は、「あいち観光戦略」において多くの集客を得ることができ、公園施設の整備やイベントの開催拠点としての役割が期待されており、中でもあいち健康の森公園は、健康づくりをテーマとした拠点として位置づけられている。公園利用者が健康増進のために適切に遊具を利用するためには、説明板は必要なものと考えられるため、改修等を速やかに実施することが望まれる。

エ あいち健康の森公園における地域連携イベントの促進について（意見）

○対象部局 建設部 公園緑地課

県は、「あいち観光戦略」「Ⅱ 観光資源の充実とブランド力の強化」において、県営都市公園の活用を挙げ、具体的な施策として、多くの集客を得ることができる公園施設の整備やイベントの開催を掲げている。

これを実現するためには、ウェルネスバレーめぐりのイベントのような、地域の関連施設や団体と連携したイベントを推進することがより有効な手段であると思われる。このため、県においては、あいち健康の森公園において、このような地域連携を取り入れたイベントを積極的に促進することが望まれる。

オ 愛知芸術文化センター（栄施設）12 階のアートスペースの稼働率向上について（意見）

○対象部局 県民文化部 文化芸術課

アートスペースA室は、芸術文化活動以外の講演会、会議等に利用できる場合もあるが、販売及び商品の販売促進を目的とした会議等は認められないなど、利用できる活動は限られている。そこで、貸出要件の緩和等、稼働率向上への取組を行うことが望まれる。

カ 愛知芸術文化センター（栄施設）の積極的な魅力発信について（意見）

○対象部局 県民文化部 文化芸術課

監査人の視察においては、実際にバックステージツアーで案内を行っている職員からツアーと同様の案内を受けた。内容は、小ホール of 珍しい黒い床、コンサートホールの日本最大級のパイプオルガン、布のカーテンのように見える天井の素材及びシャンデリアの説明等であり、劇場の魅力を感じ、ぜひ実際にコンサートやお芝居を観に来たいと思わせるような内容であった。

そのため、今後も、バックステージツアーで話されているような劇場の魅力をホームページに掲載したり、大人向けのバックステージツアーの開催を検討したりする等、劇場の魅力の積極的な発信が望まれる。

キ 「愛知県民の森実施事業」の魅力の伝達について（意見）

○対象部局 農林水産部 林務課

愛知県民の森では、ホタル観賞に参加できる宿泊イベントを企画しており、このイベントでは、天気がよいと北斗七星の鑑賞もできる。また、年末年始も休まず営業をし、餅つきや、新春くじ引きなどの魅力あるイベントを開催している。

これらの実施事業について、県は記者発表で、指定管理者はチラシ及びホームページで案内をしているが、実施事業の魅力をより伝達することができるよう、今後も努力されることが望まれる。

ク 愛知県民の森物品の取扱いについて（指摘）

○対象部局 農林水産部 林務課

愛知県民の森の使用料は、「愛知県レクリエーション施設条例」にて定められている。その中にはビデオテープレコーダーの使用料も定められているが、実際には老朽化のため既に処分されていた。

条例に定めがあるにも拘らず同レコーダーがない状態が平成 24 年から 6 年も経過しているため、同レコーダーの利用者ニーズなどを踏まえ、会議室等附属設備の対象から除外すべきかどうかの検討を早期に行う必要がある。

ケ 愛知県民の森指定管理者からの事業報告書の実績の確認について（意見）

○対象部局 農林水産部 林務課

指定管理者から提出された事業報告書を確認したところ、キャンプ場夏季巡視員の巡回パトロールについて、仕様書に基づき、年間 30 回を予定していたところ、実績は 18 回と記載されていた。

指定管理者に確認したところ、実際は予定回数の 30 回を上回る巡回パトロールを行っていたが、キャンプカウンセラーが実施した 18 回分のみを回数として報告しており、職員が実施した分については報告していなかったとのことであった。

実際はパトロールの予定回数を満たしていたので問題はないが、県は報告書上、指定管理者が計画した回数を満たしていない場合には、理由を確認する等により、事業計画書の要件に沿って事業がなされていることについて確認することが望まれる。

(7) その他

ア 決裁文書の修正方法について（意見）

○対象部局 振興部観光局 観光振興課

決裁文書を閲覧したところ、施行日等の日付が修正テープで修正されていた。修正が必要な場合には、二重線で消し、訂正印を押印することが望まれる。

イ 犬山国際ユースホステルの施設の老朽化への対応について（意見）

○対象部局 振興部観光局 観光振興課

今後も県が施設を維持するのであれば、客室稼働率を改善する取組が必要である。そのために、「全館空調、給湯及び浴室循環装置に関する不具合が前年に引き続き頻発している状況」や、「空調故障による一部の部屋が数週間利用できない」（平成29年度犬山国際ユースホステル事業報告書）といった状況を改善し、客室稼働率の向上を図るために、老朽化した設備の故障に適時に修繕対応することが望まれる。

近年の外国人旅行者増加に伴う全国的な宿泊料金の高騰、近隣の宿泊施設との比較を踏まえると、宿泊料金を改定することにより、利用料金の増収を図り、顧客サービス向上のために活用して、顧客満足度を高めるとともに、客室稼働率の向上を目指す取組を検討することが望まれる。

ウ 犬山国際ユースホステルの外国人宿泊者数増加のための取組について（意見）

○対象部局 振興部観光局 観光振興課

犬山国際ユースホステルは、「国際観光、国際交流を促進し、本県全体の観光振興に効果をもたらす施設」として位置づけられているが、平成29年の宿泊者数に占める外国人宿泊者数の割合は、5.19%と、県内平均1.58%を上回っているものの、犬山市6.83%、全国平均12.16%と比較すると、低い水準である。国際観光、国際交流を促進するためには、外国人宿泊者数の増加を目標とし、外国人宿泊者向けのPRを強化する等の検討が望まれる。

エ (一社) 中央日本総合観光機構への負担金の評価について（意見）

○対象部局 振興部観光局 国際観光コンベンション課

県は、(一社) 中央日本総合観光機構（以下「機構」という。）へ年間400万

円の負担金を拠出しているが、当該負担金の費用対効果については特段評価・分析されてない。負担金を拠出している以上、県が直接機構の取組の評価まではせずとも、機構が実施している評価資料を入手し、そのような資料をもって負担金の費用対効果等の評価を行うことが望まれる。あるいは、機構が評価を行っていないようであれば、機構の構成団体として、評価を行うように促すといったことが望まれる。

オ 文書施行時の施行日の記入について（指摘）

- 対象部局 振興部観光局 観光振興課
県民文化部 文化芸術課

「愛知県公印取扱規程」の第3条において、「公印を使用しようとする者は、施行する行政文書に決裁文書又は証拠書類を添えて、管守者又は公印取扱者の承認を得なければならない。」と定めがあり、公印使用が承認された場合には、決裁文書の「公印使用承認印」欄に押印するとともに、「文書事務の手引」に基づき、押印した決裁文書の「施行日等」欄に施行日の記載が必要となる。

今回、公印が使用された決裁文書について確認したところ、いくつかの文書について施行日の記載漏れがあった。

手引に従い、施行日を明確にするため、施行日の記入は漏れなく行う必要がある。

カ 愛知県体育館指定管理料の精算規程の検討について（意見）

- 対象部局 教育委員会事務局 保健体育スポーツ課

「平成30年度の愛知県体育館の管理に関する年度別協定」によると、収入及び人件費以外の支出について、収支計画と実績が乖離していても、精算は行わないこととしているため、適切な指定管理料の算出には、指定管理者から提出された「収支計画」の精度が重要となる。

収支計画と実績が乖離する可能性がある場合には、必要に応じて年度別協定に適切な精算規程を盛り込むことについて検討することが望まれる。

キ 小幡緑地の遊具更新工事に関する受注業者からの提出書類の日付の確認漏れについて（意見）

- 対象部局 建設部 建設総務課 尾張建設事務所

小幡緑地の遊具更新工事の実施にあたり、受注業者から提出された「建設業

退職金共済組合「証紙交付辞退理由書」には、受注業者の提出日付が記載されておらず、提出された際に記載漏れの確認が不十分であった。

提出書類の日付は、工事に必要な書類が提出されたかどうかを証明する重要な記載事項であるため、受注業者から書類が提出された時に、記載漏れがないかを確認することが望まれる。

ク 愛・地球博記念公園における「行為許可申請書」の原本の入手について（意見）

○対象部局 建設部 尾張建設事務所

県では公園施設内において、業として写真又は映画を撮影する場合には、事前に「行為許可申請書」を提出することを定めている（愛知県都市公園条例第4条第1項第2号、同条第2項）。

ところが、提出された申請書を閲覧した結果、愛・地球博記念公園内で撮影を利用目的として提出された「行為許可申請書」について、FAXのものが散見された。

尾張建設事務所では、申請者に対して原本の送付を催促しているということであったが、申請者から送付されておらず、原本の入手はできていない状況であった。

行為許可申請書は、愛知県都市公園条例に定められている書類のため、原本の申請書の提出を求めていくことが望まれる。

ケ 「愛知県美術館展示室利用許可申請書」の適切な運用について（指摘）

○対象部局 県民文化部 文化芸術課

「愛知県美術館展示室利用許可申請書」において、以下のケースが存在した。

- ① 申請書の提出日に日付の記入がない
- ② 申請書の受付印がなく受付日が不明であった
- ③ 申請書の提出日の記載誤り

申請者が正しく申請書を記載しているか確認する必要がある。また、受付印は受付日を示すものなので、正しく押印する必要がある。

コ 「愛知県美術館展示室利用変更許可申請書」の適切な運用について（指摘）

○対象部局 県民文化部 文化芸術課

「愛知県美術館展示室利用変更許可申請書」において、申請書の受付印がなく受付日が不明であったケースが存在した。

受付印は受付日を示すものなので、正しく押印する必要がある。

サ 「愛知県文化活動事業費補助金の交付決定について（通知）」の適切な運用について（指摘）

○対象部局 県民文化部 文化芸術課

県は文化芸術の振興を図るため、県内で活動する文化団体が行う各種文化活動に対し「愛知県文化活動事業費補助金」による助成を行っている。補助対象事業として交付決定した文化団体に対して「愛知県文化活動事業費補助金の交付決定について（通知）」を交付しているが、申請日に誤りがあったケースが存在した。

申請日について、正しく記載したうえで通知を交付する必要がある。